



丹篠農政第633号
令和2年7月17日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清 様
丹波篠山市監査委員 河 南 克 典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 措置を講じた部局
農都創造部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項による監査）
- 3 監査の期間
平成30年9月3日～平成31年1月23日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農都創造部農都政策課
対象事項	意見-①「丹波篠山農都宣言」に基づく施策の検証について
指摘等内容	平成21年2月に制定された「丹波篠山農都宣言」について、10年が経過しようとしているが、「農業の都、日本一の篠山市」を実現するため、特産物振興、担い手対策、食の安全と環境問題等、様々な施策の進捗状況について検証されたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	平成28年度に策定した丹波篠山市農都創造計画は10年の計画期間となっており、5年目にあたる令和2年度に中間見直しを実施いたします。これまで取り組んできた施策については、農都創造審議会において成果や進捗を検証し後期の計画に反映していきます。
改善措置公表日	令和2年7月17日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農都創造部農都環境課
対象事項	意見一②鳥獣被害対策・防護事業の推進について
指摘等内容	<p>鳥獣被害対策事業は平成20年度から平成29年度までに事業費として4億1,161万円（一般財源：3億1,404万円）が支出され、鳥獣被害防護事業は平成24年度から平成29年度までに事業費として7億2,543万円（一般財源：1億7,013万円）が支出されている。</p> <p>被害金額は、平成29年度は1,637万円と平成26年度の2,273万円から若干下降しているものの、未だ多くの被害が各地域において発生していることから、今後も獣害柵の点検を徹底する等、鳥獣被害の対策、防護の一層強化に向けて取り組まれない。</p>
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	獣害柵の機能維持発揮のため、補修、修繕等に係る経費の2分の1を助成するとともに、獣害柵の維持管理に先進的に取り組む事例を紹介し、各獣害柵設置集落にあった維持管理いただいている。また今年度から、兵庫県森林動物研究センターと連携し、獣害柵の将来的な維持管理方策について検討を始めている。
改善措置公表日	令和2年7月17日 改善措置通知

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農都創造部農都環境課
対象事項	意見－①地籍調査事業の推進について
指摘等内容	<p>休止をしていた地籍調査事業について、平成30年度から市域の74%を占めている山林部から測量が再開されているが、推進体制によっては山林部だけでも調査終了までに数十年から百年以上を要することが想定される。このような中で、適切に事業を執行していくためには、最初に調査箇所の緊急性や優先度を考慮した事業計画（方針）を策定し事業を実施していくことから、篠山市第4次定員適正化計画との整合を図り、人員の確保について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>地籍調査事業については、平成30年度から、係長級1名を配置し、翌31年度から、会計年度任用職員（当時非常勤嘱託員）2名を配置、現在は3名体制で実施している。</p> <p>事業は、国・県補助金を充当して行っているが、人員・体制を拡充する規模となっていない現状である。</p> <p>今後、詳細な事業計画を策定し、国・県からの補助金が担保された上で、総務課に対し、必要な人員、体制を要求していきたい。</p>
改善措置公表日	令和2年7月17日 改善措置通知

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。